

新型コロナウイルス感染症対策 第5波終息を目指して（抜粋）

令和3年9月28日決定

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

実施期間：令和3年10月1日から10月14日まで

本県が指定されている「緊急事態措置」は9月末をもって解除されることとなりましたが、新規感染者数はなお高い水準にあります。未だ若者を中心に連日新たな感染が一定数確認され、外国人県民の感染も目立つ状況にあるなど、第5波は終息したわけではありません。

また、秋の行楽シーズンを迎え、第6波への備えも必要です。

「緊急事態措置」解除後においても、引き続き、基本的な感染防止対策を徹底してください。

1 感染防止対策の徹底

(1) 基本的な感染防止対策の徹底

<県民の皆様>

- ・ ワクチン接種後の方（ブレークスルー感染の恐れ）も含めて、以下の対策を徹底。
 - マスク着用（不織布マスクで隙間なくフィット）
 - 手指衛生（頻繁な手洗い、消毒）
 - 密回避（密閉・密集・密接のどれか一つでも回避）
 - こまめに換気
 - 体調管理（体調不良時には出勤・通学を含む全ての行動をストップ）
- ・ 外出については、以下の対策を実施。
 - 混雑している場所や時間を避けて少人数で行動
 - 飲食店等に対する時短要請を踏まえた夜間の外出自粛
 - 帰省や旅行・出張など都道府県間の移動に際しては、基本的な感染防止策を徹底するとともに、ワクチン接種を完了していない方には検査を勧奨
 - 感染拡大地域との間の移動を自粛
- ・ 企業における在宅勤務（テレワーク）等の推進状況を踏まえた柔軟な働き方の実施。
- ・ 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛。

(2) 時短要請等の継続

- ・ 飲食店等に対し、営業時間の短縮等を要請。

対象業種	<p>飲食店：飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等</p> <p>※宅配、テイクアウトサービスを除く。結婚式場は飲食店と同様の扱い。</p> <p>遊興施設等：バー等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p> <p>※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く。</p>
対象エリア	岐阜市、羽島市、各務原市、瑞穂市、大垣市、美濃加茂市、可児市、御嵩町
対象期間	10月1日（金）から10月14日（木）まで
要請内容	<p>○新型コロナ対策実施店舗向けステッカー取得店舗（第三者認証店舗※）</p> <p>※次の4項目の遵守が条件（①アクリル板等の設置又は座席間隔確保、②手指消毒の徹底、③食事中以外のマスク着用推奨、④換気の徹底）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5時～21時までの営業時間短縮（酒類提供は11時～20時まで）を要請 ・ 同一グループ・同一テーブルは原則4人以内とすることを要請 <p>○その他の店舗</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5時～20時までの営業時間短縮（酒類提供は11時～19時まで）を要請
協力金	<p>全期間要請に応じた場合のみ協力金を支給。</p> <p>中小企業：2.5万円～7.5万円（1店舗1日あたり）</p> <p>大企業：1日あたりの売上高の減少額×0.4（1店舗1日あたり）</p> <p>※上限20万円〔又は1日の売上高×0.3のいずれか低い額〕。</p>

- ・ 飲食店等及び結婚式場においては、カラオケ設備の利用を自粛。（対象エリア及び期間は飲食店等への時短要請と同じ）
- ・ 上記以外の店舗においてカラオケ設備の提供を行う場合は、利用者の密回避や換気の確保等、感染対策を徹底。（対象エリア及び期間は飲食店等への時短要請と同じ）